



# 障がいの ある人

障がい者福祉…………… 136  
福祉施設の利用・入所… 138

## 障がい者福祉

### 重度心身障害者医療費助成制度は？

健康保険に加入している人（生活保護を受けている人を除きます）で、①身体障害者手帳1・2級の所持者、②療育手帳Aの所持者、③療育手帳B（中度）と身体障害者手帳両方の所持者に、保険診療の一部負担金を助成します。

- 受給資格などに関する申請は、障がい福祉課、国保・年金課または最寄りの支所
- 県外受診の一部負担金払い戻しなどの申請は、障がい福祉課または最寄りの支所

障がい福祉課 医療担当 別館1F  
 089-948-6936 089-932-7553

### 身体障害者手帳の交付は？

身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

#### ▼ 手続きに必要なもの

身体障害者（児）手帳交付申請書、身体障害者診断書（用紙は障がい福祉課、各支所にあります）、顔写真（3カ月以内に撮影したもの1枚）、健康保険証、マイナンバーの確認できるもの

障がい福祉課 手帳担当 別館1F  
 089-948-6369 089-932-7553

### 療育手帳（知的障がい者）の交付は？

知的に障がいのある人や発達遅滞の人が、その程度に応じてさまざまな福祉サービスを受けるために交付される手帳です。

#### ▼ 手続きに必要なもの

療育手帳交付申請書、調書（用紙は障がい福祉課にあります）、顔写真（3カ月以内に撮影したもの1枚）

障がい福祉課 手帳担当 別館1F  
 089-948-6369 089-932-7553

### 障害福祉サービス等の利用は？

介護給付（居宅介護、短期入所等）、訓練等給付（就労移行支援、共同生活援助等）、児童通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス等）、地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援等）があります。

障がい福祉課 障害福祉サービス担当 別館1F  
 089-948-6719 089-932-7553

### 特別障害者手当は？

日常生活において、常時介護を必要とする20歳以上の障がい者で、著しく重度の障がいがあり、かつ一定の要件に該当するときは特別障害者手当（月額2万7,350円）を支給しています。

障がい福祉課 手当担当 別館1F  
 089-948-6936 089-932-7553

### 松山市重度心身障害者介護激励金は？

家庭で日常生活を営むのに、常時介護が必要な20歳以上の重度心身障がい者（身体障害者手帳1・2級または療育手帳A最重度）を在宅で介護し、市内に1年以上住んでいる人に月額1万円の手当を支給します。

- 介護者と、被介護者は同一世帯であること
- 被介護者が、介護保険の要支援者・要介護者の場合、また、障害支援区分の認定を受けている場合は該当しません
- 身体障がい者につきましては、重度身体障害者状態判定書により判定します

障がい福祉課 手当担当 別館1F  
 089-948-6936 089-932-7553

### 県心身障害者扶養共済制度は？

心身障がい児（者）のために保護者が一定の掛金をか

障がいの  
ある人



障  
が  
い  
者  
福  
祉

けることにより、保護者が死亡または重度障がい者になったとき、年金を受けられます。

### 加入できる人

身体障がい者（1～3級）、知的障がい者、精神または身体に永続的な障がいのある人を扶養している65歳未満の保護者で病気などにかかっていない人

#### ● 掛金（月額）（平成20年4月1日以降の加入者）

1口につき9,300円～2万3,300円（ただし2口までしか加入できません）

（掛金は、保護者の加入時の年齢により異なります。）

● 年金額 1口加入者 月額2万円  
2口加入者 月額4万円

#### ● 死亡弔慰金（障がい児・者が先に死亡したとき）

1口につき	加入1年以上5年未満	5万円
	加入5年以上20年未満	12.5万円
	加入20年以上	25万円

（平成20年4月1日以後の加入者）

**障がい福祉課 手当担当** 別館1F  
☎ 089-948-6936 FAX 089-932-7553

## 福祉機器の貸し出しは？

在宅で介護を受けている64歳以下の身体障害者手帳を持っている人で福祉機器の貸出が必要であると認められる方に対し、福祉機器を貸し出しています。

- 介護保険の要支援者、要介護者は対象外です
- 利用料が必要な場合があります
- 貸し出し期間は原則1年以内です。

（種類） 電動ベッド、車いす、床ずれ予防マット

**市社会福祉協議会 総合相談支援課** 別館1F  
☎ 089-941-4232 FAX 089-943-6688

## バリアフリーマップは？

松山市バリアフリーマップ「おでかけらくらくまっぷ」では市内の主な公的機関や観光施設等のバリアフリー情報をお知らせしています。

**市社会福祉協議会 地域支援課（ボランティアセンター）**  
☎ 089-921-2141 FAX 089-921-8360

**市障がい福祉課 社会参加担当**  
☎ 089-948-6353 FAX 089-932-7553



観光地情報は  
こちらから

目的別に検索  
できます。

## 施設名を入れると…

施設のバリアフリー  
情報がアイコンで表  
示されます。



施設のバリアフリー  
情報がアイコンで表  
示されます。



携帯サイトの画面

掲載施設については、皆様からお寄せいただいた情報をもとに、民間施設も順次掲載していきます。  
まつやまバリアフリーマップ情報サイト  
<https://m.hecoman.com/>からご覧ください。  
松山市のホームページからもご覧いただけます。  
二次元バーコード対応携帯の方はこちらから



お問い合わせ



対象



手続き・受付時間、  
定休日など



料金・  
支給額など



利用時間



休館・休園

障がいの  
ある人



障がい者福祉

## 公共施設ガイド

※ **MAP** は巻末の地図の座標記号と対応していますので、地図での所在地確認もできます。

### 総合福祉センター

134ページをご覧ください。

**市社会福祉協議会 施設管理課**  
 若草町8-2 **MAP L-4**  
 ☎ 089-921-2111 **FAX** 089-941-4408

### 聴覚に障がいのある方への支援は？

聴覚に障がいのある方やご家族などが地域で安心して暮らしていけるよう、生活相談やくらしセミナー・難聴者の手話講座・手話通訳者や要約筆記者の養成や派遣などを行います。

**市社会福祉協議会 聴覚総合支援課**  
 ☎ 089-921-2143 **FAX** 089-921-2142

### 入浴料の助成は？

#### ● 公衆浴場半額入浴

本市に住民登録のある身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方を対象に、道後温泉椿の湯を含む市内一般公衆浴場7カ所の入浴料の半額を1年度50回を限度として助成。

申込方法等は、各浴場、各支所、障がい福祉課、保健予防課にある申込書をご確認ください。

#### 対象となる一般公衆浴場 7カ所

電話番号の市外局番はすべて089です。

浴場名	住所	☎
寿温泉	緑町二丁目6-20	921-5961
清水湯	清水町二丁目14-5	924-8355
白泉湯	南斎院町1154-1	972-1470
新開温泉	雄郡一丁目6-16	931-2429
水晶湯	柳井町一丁目8-13	941-3616
小富士温泉	高浜町二丁目1458-6	953-1639
道後温泉椿の湯	道後湯之町19-22	935-6586

身体・知的障がい者  
**障がい福祉課 社会参加担当** 別館1F  
 ☎ 089-948-6353 **FAX** 089-932-7553

精神障がい者  
**保健予防課 精神保健担当** 保健所1F  
 ☎ 089-911-1816 **FAX** 089-923-6062

## 関連情報コーナー

- 児童扶養手当は…………… **113**ページ
- 障がいのある児童・生徒の就学は… **118**ページ

## 福祉施設の利用・入所

### 障がい者施設への入所は？ (身体障がい者施設・知的障がい者施設)

施設に入所する人に主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

**障がい福祉課 障害福祉サービス担当** 別館1F  
 ☎ 089-948-6719 **FAX** 089-932-7553

### 椿の湯「いこいの家」の利用は？

#### ● 利用者

- 身体障害者手帳（1・2級または下肢3級）、療育手帳（重度の人）、被爆者健康手帳の交付を受けている人とその介添人が利用できます（市内住民は「椿の湯」の半額、市外住民は「椿の湯」の額）。

#### ● 利用時間 8時～20時（19時まで受付）

#### ● 休館日 毎週水曜日、12月29日～1月1日

**障がい福祉課 社会参加担当** 別館1F  
 ☎ 089-948-6353 **FAX** 089-932-7553

**いこいの家**  
 ☎ 089-932-3115 **FAX** 089-932-3115

障がいのある人



福祉施設の利用・入所

